

○薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十号第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

(平成二十一年十二月二十四日)

(厚生労働省告示第五百二号)

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十号第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十号第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

薬事法施行規則第二百六条の二第一項に規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十号第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二类医薬品の一部を改正する件(平成二十一年厚生労働省告示第五百一号)により指定が変更された医薬品については、この告示の適用の日から起算して一年間とする。